

仍神慮之加護也。者爲祈禱御供料七ヶ村之内六拾石之所令寄附訖。右全可知行之狀如件。

天正五
三月七日
長谷部朝臣好連 在判

中井村山王宮神主
四柳藤七郎殿へ

【中居山王社文書】

一五八二

添書

能孛鳳氣至郡南北郷三十六ヶ村之内七ヶ村草高

中井南村

一、高十七町之所

中井南村

一、高貳拾二町貳段三畝二十八步之所

中井北村

一、高貳十町壹段拾步貳厘之所

岩車村

一、高貳十町壹段拾步貳厘之所

岩車村

一、高十六町八段二畝拾歩之所

内百九十石

波志借村

内六十二石三斗五升

鍛冶方

定納内三石 波志借村 鍛冶方御供料

一、高二十四町之所

比良村

内定納五石壹斗五合御供料

一、高五町壹段三畝十歩之所

川尻村

内定納貳石六斗七升御供料

一、高四町壹段三畝十歩之所

中谷村

内定納貳石四斗八升壹合御供料

定納米

惣々貳拾九石五斗三升三合 (四九)

右知行繩之内神供料貳拾九石五斗二升三合、七ヶ村惣高之内百姓面々壹ヶ村充分、毎年十一月廿七日迄ニ、中井山王宮神主へ無相違可斗渡者也。仍而如件。

天正八
五月十八日
長谷部朝臣幸恩寺 在印 (連體)

中井 四柳藤七郎殿

(是等の文書は長好連即ち後の連龍が鳳至郡新崎の戦に於ける神助を謝して中居山王社に神領を寄進したることを言へり。然れども第一通天正五年三月七日は上杉謙信が七尾城を攻圍し、畠山氏の諸將は籠城中なるが故に、この寄進状ある筈なし。且長孝恩寺が名を好連と改めたる時期は確實に知り得ざるも、天正六年九月の文書に既に好連の署名ある文書を見るを以て、第二通の如く八年に自ら孝恩寺と記することあらざるなり。況や孝恩寺を幸恩寺とし、その印影に連龍とあるもの益疑ふべし。)

三月十五日。上杉謙信、飯田與三右衛門に、珠洲郡の知行所附を與ふ。

【飯田文書】

一五八三

於能州出候知行之覺

一、鈴郡藏見之内小泊村

一、同 伏見村

一、同 細谷村 (慶)

以上

天正五年
三月十五日

謙信 (上杉) 朱印

飯田與三右衛門殿

五月十三日。越中の小島職鎮、上杉謙信の臣吉江資堅に、謙信の加賀出馬に當り協力すべきことを報す。

【歴代古案】

一五八四

就屬加州御手、被成御書被下、忝次第即及御請候。御出馬之上馳走可申上と被仰出、手前之儀聊不存油斷候。可然様御取成之儀奉頼存候。猶重而可得御意候。恐々謹言。

天正五年
五月十三日

小島職鎮 (小島職鎮) 左

(吉江喜四郎)

喜

參御宿所

六月八日。鱒坂長實等、上杉謙信に、その鹿島